

令和4年度第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会会議録

1 開催日時 令和5年2月16日(木) 午前10時00分～午前11時00分

2 開催場所 豊山町社会教育センター 研修室1

3 出席者 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員

豊山町立小中学校代表 豊山小学校長 千田 秀樹

豊山町立小中学校代表 志水小学校長 近藤 良江

豊山中・新栄小スクールカウンセラー 三宅 由晃

豊山町スクールソーシャルワーカー 滝 仁美

豊山町人権擁護委員 西脇 和子

愛知県中央児童・障害者相談センター 児童相談課主事 上 奈津美

愛知県西枇杷島警察署 生活安全課長 神藤 一成

豊山町生活福祉部 子ども応援課長 林 真吾

事務局

教育長 北川 昌宏

教育委員会事務局長 安藤 憲司

教育参事 小出 泰司

学校教育課長 井戸 茂治

教育専門員 小坂井 美衣

4 議題 (1) 本町におけるいじめ問題の現状について
(2) 本町及び小中学校におけるいじめ問題の取組について
(3) 意見交換

5 資料 別紙 豊山町いじめ問題の現状と取組について
資料1 豊山町いじめアンケート(無記名)集計
資料2 教育相談アンケート(「文章を完成させよう!」)
資料3 教育相談に向けて

6 議事内容

司 会： 本日は、大変ご多用のところ、本会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会の進行を務めさせていただきます、豊山町教育委員会事務局の井戸と申します。よろしく願いいたします。
それでは、ただ今より「令和4年度 第2回 豊山町いじめ問題対策連

絡協議会」を始めさせていただきます。

はじめに教育長より挨拶を申し上げます。

教 育 長： おはようございます。お寒い中、第2回いじめ問題対策連絡協議会にご出席いただきましてありがとうございます。最近、全国チェーンを展開する飲食店でいたずらをし、それがネット動画で流れて、経営者に大変な被害を与えているという報道がございました。一連の報道の中で、ある評論家が、こうしたことは学校教育できちんと教えるべきだというコメントをされ、強い、強い違和感を覚えました。行動の善悪の判断ができるようにすることを、全部学校教育に委ねるという報道の仕方に違和感を持ちました。社会のルールであるとか、していいことと悪いことの判断を教えるのは、やはり家庭であり、地域であり、学校であり、社会全体で育てるべき、教えるべきことであって、学校教育が悪いというコメントをしているその人に対して強い違和感を覚えたものであります。そのことと同時に、高校生だということですが、まもなく選挙権も得るだろう者が、そういう行為がどういう迷惑をかけるのか、誰が困るのか、どういう波及効果があるのかということ想像する力すらないことを怖い現象だなど受け止めました。17や18歳になってその想像力が欠落していることこそ問題だなど思ったわけでございます。いじめの問題に対しましても、いじめと認識するものもあれば、しないものもあり、そのことが相手に対してどういう気持ちを与えるのかという、ある意味想像力の問題でもあるのかと思っています。しかし子供を取り巻く環境に必ずしもそういう力を育てる環境にあるわけではなく、そういった環境が少しずつ奪われているような気もいたします。スマホやゲームのことを取り上げるまでもなく、子供が自分の頭で考え、行動し、発言する。そういったことを育成する環境が少しずつなくなっている。それはまさに我々大人の責任かと思えます。やはり家庭や地域、学校などの子供を取り巻く我々がもう少ししんとせんといかんなど、つくづく思うわけであり、家庭の問題など行政側から見えない部分など色々なことが関係しており、もはや学校や教員だけでは対応がなかなか難しいとも思っております。皆さんのお立場からご意見をいただき、いじめの未然防止の対策に役立てていきたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

司 会： 続きまして、会長にご挨拶をいただきたいと思えます。

会 長： いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきましたありがとうございます。本日は、委員の方のご意見を頂戴しつつ、今後の教育活動に生かしていければと考えております。よろしくお願いいたします。

司 会： 本日の出席者につきましては委員名簿に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
それでは議題に入ります。これより会の取り回しは会長にお願いしたいと思っております。

会 長： 初めに議題1「本町におけるいじめ問題の現状について」事務局、説明をお願いいたします。

教育参事： - 説明（教育参事） -

会 長： 「本町におけるいじめの問題の現状について」ご説明をいただきました。この件について何かご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

（質問なし）

それでは、議題2「本町及び学校におけるいじめ問題の取組について」事務局、説明をお願いします。

教育参事： - 説明（教育参事） -

会 長： 「本町及び学校におけるいじめ問題の取組について」ご説明をいただきました。この件につきまして、何かご質問・ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

（質問なし）

それでは、議題3「意見交換」に移ります。

これまでの議事の内容も含めまして、ご発言をいただきたいと思っております。

委 員： 学校で解消されているものが80%ということは、各学校で先生方が適切な対応をとっていただいているからだと思っております。ただ、解決しただけではなく、その後の定期的な声かけも重要なのかなと感じました。また、いじめの当事者へのケアも、今後の課題ではないのかなと思っております。「過

去にいじめられた」「小学校のときにこういうことがあった」という話を聞くことがあるのですが、やはりその当事者との話し合いというのは今、極端に少ないなと感じています。だからこそ、いじめた側にどう対応していくのかも課題かなと感じました。LINE やTikTok など、匿名性のあるものは、小中学生には使いこなせないものなんだなっていうのは改めて感じます。誰にもばれないように誰かに向けて発している「ちょっと雰囲気悪いよね」という言葉は、仲間同士であればきっとだれのことかわかるし、悪意をもってそれを拡散するような子もいるかもしれない。そういった問題が今後も教育の中で起こってくるだろうなというのはひしひし感じているところです。

会 長： ありがとうございます。

委 員： 小学校でどのようないじめがあるかと言いますと、さきほどの説明にもありましたが、悪口などが主なものになります。「みんなから嫌われているよ」と低学年のある子が言うてしまう、友達同士でじゃれあっていたことが行き過ぎてしまっ嫌な気持ちになった、嫌なことがあったからゲームの仲間から外そうという話題が出た、などということがあります。これらは、担任に相談があり、それぞれの気持ちを聞くなど丁寧に対応し、解決しております。現状を適切に把握しづらい認知に特性のある子どもたちに対してなんとなく集団の中で違和感をもち、周りがなんとなく嫌な雰囲気を作るような場合、どのようにしていくといいのだろうか日々悩んでいます。子ども同士の接し方が課題だなと思っています。その中でもやはりお互いのことを知り合うことがすごく大事なので、いいこと見つけを継続的に実施しています。また、異学年での交流において、年齢が上の児童は、下の児童と接するときいい姿をたくさん見せてくれますので、そういった取組を大切にしています。

会 長： ありがとうございます。

委 員： 子どもたちが何かそういう問題を起こしてしまう背景には、家庭がすごく深く関わっているなと感じております。先ほど、学校と地域と家庭でという話もありましたけれども、その家庭の教育力が低下していることが課題かなと思います。いじめを起こさせない、被害に遭わないようにということに教員であったころは重きをおいてきましたが、やはり加害

者にさせてはいけないと最近強く思います。SNSなどスマホがらみの事案が増えてきていると感じます。このような事案は、家庭で起きていることを考えると、家庭の教育力が落ちてきているからこそ、情報モラル教育が大切であると思います。また、加害者にさせない教育も必要であると感じます。

会長： ありがとうございます。以前、重大ないじめ事案などの対応における警察との連携や、日常的に情報共有・相談を行える体制の構築というご説明もありましたが、お考えをお聞かせいただければと思います。

委員： 先般別の市町のいじめの会議でも、この話題がございました。13歳から14歳と年齢が変わるところで中学校の子供たちは触法少年と犯罪少年とに分かれます。犯罪少年の場合ですと警察相談がありますが、触法少年となる小学校の相談はほとんどありません。実際小学校の先生のお話でも警察に相談をすることは今までありませんでしたと言われることがあります。なぜかという、やはり警察は介入すべきかどうかを考え、学校で収めるべきだという話もあり、かつ、加害者側の親御さんは、なんでそんなことを警察に相談したんだと言われることがあり、親御さんからのクレームについても危惧されているということでした。平成12年に緊急提言があるまでは、ストーカーやDV、家庭関係や恋愛関係について踏み込んだ対応をしてきませんでした。しかし、不幸な事件が起き、警察も踏み込んで対応すべきだとなりました。法治国家である日本で警察が介入して強制力を発動できるのは、直罰がある、罰則がある法律のみなので、民事不介入という背景があり、それまでは法令違反になってからの対応が多かったです。今は、警察は犯罪の抑止も含め事前の警告指導を積極的に取り組んでいます。ストーカーやDVについても当然通報があれば、当事者に話を聞きます。犯罪行為に至る場合、至らない場合、当然口喧嘩程度のこともあります。揉めたことを認知した以上警察は介入します。そこでエスカレートしている状態ならば、分離措置を取る。家族がいれば連絡を取り、当事者だけでは解決できない問題については親族や職場の方などその近い関係者に対応をお願いしております。今回その関係で文部科学省から各学校に通知があったことを受けて、個人的に考えていることがあります。例えばホームルームの時間などに当署のスクールサポーターや少年係の警察官を派遣させていただいて、どういうことが法律的にしていけないことであるか話す場

を設けてはどうかと思っています。家で兄弟との喧嘩で嫌な思いをした経験があると思います。これを学校でやった場合どうなんだと考えさせる。これは当然周りにいる子供もやはり自分がいじめられたくないがために強いものに乗っていく。そうすると必ず孤立する子供が出ます。学校に行くと仲間はずれにされる、嫌なことをされるから学校に行きたくない。学校を休むことによって勉強が遅れる。授業が分からないイコールテストの成績が悪い。馬鹿にされる。いじめのスタートです。また、汚いなど容姿的ないじめがあつて学校行きたくないイコール勉強が追いつかないので、学校に行かない、進学もしない。また、悪い方向に走ってそういう人と付き合つて人生が変わっていく。そういうことにならないようにするには、どうしたらいいのかを考えると、やはり家庭や学校などにいる大人が気付かせていくしかないのではないかと思います。親御さんによってできる方、そうでない方が見えますので、その場合は、親御さん以外の大人が対応するしかないと思います。事案によっては、学校で収めようとするのがなかなか難しいことがあると思います。警察で防犯教室や薬物乱用防止教室の講座を実施していますので、活用していただければと思います。インターネットやSNSは匿名性が高く、学校に行かない子たちがつながる場所になっています。SNSしかつながる場所がないという現状があります。今は特に児童ポルノで被害が多いです。原因は友達がいらないからです。学校に行かないから友達がいらない。自分を認められたい。存在価値を見出したい。いいねをしてほしいから動画を上げてしまう。顔はアップしません。けれども、動画を上げるといいねがたくさんもらえるんです。それに麻痺してしまい、どんどんアップしてしまふ。そういう子供が増えています。犯罪被害に遭ってしまいます。知らない人と会おうと思つて例えば大阪に行く。そのまま帰ってくれなくなるようなケースもあります。そういう被害に遭わないために、警察がお話をさせていただくこともできますので、どんどん活用していただければと思います。また、触法少年につきましては、警察が介入することによって触法の通告ができますので、児童相談所をはじめとする行政と連携して指導もできるということを知っておいてほしいと思います。

会 長： ありがとうございます。児童相談所との連携について話がありました。いかがでしょうか。

委 員： いじめ問題は、対応が非常に難しいと感じています。我々は今虐待対応

に力を入れています。いじめの問題と虐待の問題は通ずるところがあると感じます。本当はゼロを目指したいけれど、やはりゼロにするのは現実的には難しい状況もあると思います。そのような中において、豊山町では重大事案は起きていない。重大事案のゼロは目指すべきではないかと考えています。児童相談所でも、虐待事案はゼロにできなくても、死亡事例はゼロにしたいという思いで日々取り組んでいます。重大なことに至らないようにするために何ができるのかと考えますと、未然防止のための取組がまず一つだと思います。すでに学校で取り組んでいただいている教育相談の実施、思いやりを育む取組、人権週間における取組などは非常にいい取組ではないかと思っています。発達に特性のあるお子さんであると、想像力の欠如が特性としてあるかと思いますが、思いやりを育むということはとても重要なことではないかと考えています。起きてしまった後の対応という点では、まずは被害者の支援です。先日出席した別の市町のいじめの会議であがった事例として、いじめの問題が起き、表面上解決をしたが、被害を受けていたお子さんが半年経過後に不登校になってしまったというものがありました。大人はいじめ問題自体が表向き解決すると終わったことだと思ってしまうがちですが、当事者であるお子さんとしては終わった問題ではなかったんだということを強く感じ、解消後もこまめに気かけ、声掛けが必要であると感じました。また、加害者に対する支援も大切であると思います。虐待の問題とも通ずる部分だと思います。虐待は加害者に対する支援を重視します。いじめの問題でも同様であると思います。想像力の欠如が見られる場合、思いやりを育むこともとても大切ではありますがそれでは限界があるとも感じます。私たちも警察から触法通告を受けて、触法少年の指導を行うことがあります。発達に特性のあるお子さんが非常に多くいます。その際に私たちが意識しているのは、被害者が悲しむ、傷つくという話をするだけで終わるのではなく、その行為は触法行為であると毅然とした態度で対応することです。その行為がこういう法に触れ、大人になるとこういう処分が下されるのだということを話します。触法だからやってはいけないということをきちんと話すようにしています。

会 長： ありがとうございます。とにかくいじめを止めることが大前提になります。触法行為は触法行為として、対応することが大切ですね。

委 員： それぞれの学校で、いじめが起きないように、また、その芽が出ないよ

うにしようと細かに取り組んでおられる様子があり感心しております。先日参加した講演会で、弁護士の方の話を聞きました。その方は小学校高学年のときにいじめに遭っていたこととお話されていました。いじめを受けていた間、親にも言えず、登校は続けていたけれど、へらへら笑っているしかなく、悲しいとか苦しいとかを言えずに過ごしたともおっしゃっていました。中学校に入り、いじめは解決をしましたが、成人式の案内が来たことで話が動きます。成人式には参加しないと親に言ったらなぜかと問われ、やっといじめられていたことが話せたそうです。現在のお仕事で会う DV やパワハラ被害の方も、最初は大きなことない話だけをして、信頼関係ができると、実はこんなことがありました、あんなこともありましたと話してくれるとおっしゃっていました。相談を受ける側が意識をして、信頼関係を構築しつつ本当のことを言ってもらえるまで、地道に話を聞けるようにしたいなと思っています。

会 長： ありがとうございます。委員の皆さんからそれぞれの立場でご意見、感想いただきました。他に何かご意見等ございましたら、お願いします。

委 員： 教育相談アンケートですが、不登校の児童生徒から回答を得られているでしょうか。

委 員： 不登校の児童生徒にも渡しで、回答できる児童生徒については提出されています。

会 長： ありがとうございます。他にありますか。

委 員： こういう話し合いにおいて、私達大人は、もう少し自分の経験を語る機会が必要なのではないかと感じる場合があります。きっとここに座っていらっしゃる方も、いじめられた経験とか、もしかしたらいじめた側の経験もあるかもしれません。やはり子供達のことを自分事のようにとらえるには、まずは自分たちのケアが必要なのではないかと感じます。すごくセンシティブな内容だからこそ、守られた枠の中でなければならぬとは思いますが、自分の体験を話す場というのは、大切だと思います。

会 長： 他にいかがでしょうか。

委員： 以前から中学校ではスマホ・携帯安全教室を行っているかと思いますが、今も実施していますか。

教育参事： 行っています。

委員： 一度写真をネット上にアップしてしまうとどうなるかということを継続的に子供達に教えられたらと思っています。いろいろなことで問題が起きると本当に全部学校に押し付けているように感じます。以前、社会教育委員をしていたことがあります。20年近く前からすでに家庭教育はほとんど崩壊していたと思います。不適切な言葉を使うということも、家庭の問題だと思います。家庭で使うから使います。言っただけではいけない言葉については、家庭で教えなければ誰が教えるのでしょうか。学校ではないです。本当に家庭教育が崩壊しています。学校だけでできる問題でもなく、本当に大変だと思います。

教育長： 先ほど未然防止のための取組が大切である、触法行為に対する毅然たる態度が大変大切だという話がありました。子供達への啓発ももちろん大切ですが、保護者を対象とした取組を行っていくことがもっと大切だと思います。子供たちへの教育はもう十分できています。これは継続すればよい。さらに例えばPTA総会などの保護者が多く集まる場所で、こういった問題を危機感をもって話す機会をさらに設けるとよいと思います。それも解決策の一つでしかないんだろうけども。

委員： 本当に聞いてほしい親は来ないんですよね。

委員： PTAの役員会でこういう話題が出たときに、いじめの責任はどなたにあるか知っていますかという話をしたことがあります。「いじめた児童生徒の保護者にある」と法律にきちんと明記されています。対応した学校や警察などの行政機関の責任を逃れるものではありませんが、いじめの責任はいじめた児童生徒の保護者にあると明記されていると説明したことがあります。また、文部科学省もいじめゼロにしようとは一度も言ったことはありません。命に係わるような重大ないじめはなくそうと言っています。いじめ自体は児童生徒の発達段階におけるいろいろなコミュニケーションの中で自然と起こり得るものだという事は、もう認識されています。けれども、その中で生命や何かに影響があるような

じめはゼロを目指そうとなっているわけです。さきほどから委員の皆さんがおっしゃっている通りです。いじめの問題は、いじめ人間がいるから起こります。学校だけでなく、様々な機関と連携して取り組むことが大切だということです。いじめの調査をすると、件数が多い学校がだめで、少ない学校がいいという傾向が以前はありました。しかし、大切なのは、実態をきちんと把握するということと、適切に速やかに対応するということです。やはり、スピード感もって対応することが一番大切だと思います。

会 長： ありがとうございます。お時間がまいりましたので、この辺りで終わらせていただきたいと思います。委員の皆様のご協力、ありがとうございました。

司会を事務局にお返ししたいと思います。

司 会： ありがとうございます。

では、その他に移ります。何かございますでしょうか。

本会でいただきました皆様の貴重なご意見等につきましては、様々な場面で情報共有させていただき、豊山町のいじめ防止に役立たせていただきたいと思います。また、今後も、ご相談させていただくことも多いかと思えます。今後とも、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を終わらせていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。